

寒さの中に春の気配を感じる頃となりました。今月号も最新のトピックスをお届けします。

国内動向

① 平成28年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書の公表(厚生労働省)

厚生労働省は「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」において、労働安全衛生法施行令に新たに追加する物質の検討結果を公表した。検討対象となった14物質は、その物質の粉じん・ガスなどが作業環境に存在する場所などで働く作業員への健康管理を行うという観点から検討されたものである。その結果、アスファルトなど9物質について施行令別表第9へ追加することが妥当とされた。これを受け、厚生労働省では法令改正の検討などの必要な準備が進められる。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000152189.html> <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000151566.html>

② 「強い変異原性が認められた化学物質」のリスト更新(厚生労働省)

厚生労働省は2月6日、強い変異原性が認められた化学物質のリストを更新した。新規届出化学物質で920物質、既存化学物質で229物質が公表されている。これらを取り扱う際は、平成5年5月17日付け基発第312号において定められた「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」に沿った措置を講ずる必要がある。 <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm>

③ 労働災害事例の更新(厚生労働省)

厚生労働省は2月14日、化学物質による災害事例を更新した。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/saigajirei.htm>

海外動向

① Effectopedia新バージョンの公開(OECD)

OECDは、新しいバージョンのEffectopediaを公開した。本ツールは、化学物質のばく露から、分子、細胞、臓器レベル、更には個体あるいは群レベルにおける有害影響の発現までの経路を示したAdverse Outcome Pathways (AOPs) についての視覚的な説明及びAOPに関わる定量的なデータを提供するオンラインプラットフォームである。

<http://www.oecd.org/env/ehs/testing/adverse-outcome-pathways-molecular-screening-and-toxicogenomics.htm>

<https://www.effectopedia.org/>

② REACH登録物質の規制措置優先順位付けを開始-162物質選定(欧州化学品庁(ECHA))

ECHAはREACH登録物質のうち規制措置が必要となる可能性のある162物質を公表した。162物質はCMR(発がん性・変異原性・生殖毒性)、PBT(残留性・蓄積性・毒性)、内分泌攪乱、感作性、又はSTOT RE(反復暴露による特定標的臓器)の性質を有する物質を中心に選択された。162物質に該当する物質をREACH登録した企業にはECHAから連絡文書が送られる。

<https://www.echa.europa.eu/-/162-substances-shortlisted-for-possible-regulatory-action>

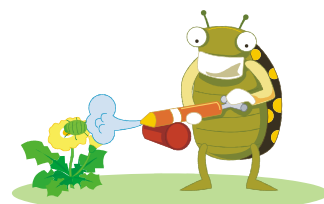
③ Pesticide製品で使用が認められている不活性成分リストから72物質を削除(米国環境保護庁(EPA))

米国EPAはPesticide製品で使用が認められている不活性成分のリストから72物質の削除を公表した。

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-taking-action-remove-72-inert-ingredients-previously-approved-use-pesticide>

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-prohibits-72-inert-ingredients-use-pesticides>

<https://www.regulations.gov/document?D=EPA-HQ-OPP-2014-0558-0056>



特集:ラベル作成に関してよくある質問

平成 28 年 6 月 1 日施行の労働安全衛生法施行令の改正により、ラベル表示義務の対象物質が SDS 交付義務の対象 640 物質に拡大されました(最新の物質数についてはお知らせをご参照ください)。先月号に引き続き、ラベル作成に関して事業者の皆様からよくいただく質問をご紹介します。



【質問①】 小さい製品なので、ピクトグラムが非常に小さくなってしまいますが

【回答①】ピクトグラムは視認できるよう、1cm²以上の大きさとするのが望まれます。また、容器が小さく直接貼ることが難しい場合は、タグで結び付けるという方法があります*1。



【質問②】SDS 交付義務とラベル表示義務の対象に違いはありますか

【回答②】物質名の欄に記載された化学物質及びその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が、表示及び文書交付義務対象です。含有率によっては、SDS は義務でもラベルは義務にならない場合があります*2。

*1: 厚生労働省「化学物質対策に関する Q&A(ラベル・SDS 関係)」Q17 及び 20 参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124297.html>

*2: 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度 (37 頁以降をご覧ください)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/GHSpamphlet201606.pdf

お知らせ

○表示・通知義務対象物質に27物質追加(3月1日より)

労働安全衛生法施行令別表第9に 27 物質が追加され、これらの改正政省令は、3 月 1 日(水)から施行されます。この改正により、対象物質は譲渡・提供の際のラベル表示、SDS の交付、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施が義務となります。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126934.html>

○セミナー「日欧米の化学物質関連法規制の概要と SDS・ラベル作成入門講座」

3 月 10 日(金)に大阪市立中央会館(大阪市中央区)において開催されるセミナー「日欧米の化学物質関連法規制の概要と SDS・ラベル作成入門講座」で本機構の吉川職員が講師を務めます。割引制度がありますので参加ご希望の方は本機構までご連絡ください。 <https://www.rdsc.co.jp/seminar/170316>

○セミナー「ICH M7 不純物の高質なエキスパートレビューを行うためのポイントと QSAR/*in silico* の特性、データ解釈・評価の実際～エキスパートレビューの事例～」

3 月 27 日(月)に芝エクセレントビル(東京都港区)において開催されるセミナー「ICH M7 不純物の高質なエキスパートレビューを行うためのポイントと QSAR/*in silico* の特性、データ解釈・評価の実際～エキスパートレビューの事例～」で本機構の菊野職員及び林職員が講師を務めます。 <http://www.science-t.com/st/cont/id/26474>

ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

安全性評価技術研究所 研究第二部

Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)

URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@cerij.jp